



## 事故機のデータ回収に関する NTSB Recommendation

(A-15-1～A-15-8、22 January 2015)

米国運輸安全委員会 (NTSB) は、航空機事故の際のフライトデータの回収について、下記の Recommendation を連邦航空局 (FAA) 宛に出しました。

**A-15-1** FAR Part 121 および Part 135 (米国籍の定期便、通勤便、不定期便) 運航で、ボイスレコーダーとフライトレコーダーが義務づけられているものについて、陸岸から 50nm 以上離れた洋上飛行を行う場合は、飛行中の最終位置通報が事故捜索範囲を 6nm 以内とするよう、誤操作対策を施した通信手段を設けるべきである。

**A-15-2** 前項の機材については、機体構造に (FDR 等に取り付けられる ULB より) 低い周波数で 90 日間作動する Underwater Locating Devices (ULD) を取り付け、軍用船舶、捜索救難およびサルベージ作業の装備による機体の残骸捜索を容易とするべきである。

**A-15-3** 今後新造される Part 121 および Part 135 運航の機材の CVR と FDR については、海中からの引き揚げを必要とせず、必要最小限のデータを回収する装備がなされるべきである。(その手段として、CVR、FDR、ELT を一体化したものが事故の際に機体から離脱浮上してデータを残す方法と、異常な事態が起こった場合に墜落に至るまでに関連データを衛星通信などで送る方法がある。) 異常な事態が起こった際に飛行の最後まで送信されるデータは、その事態の前の部分も出来るだけ長時間分とされるべきである。

**A-15-4** 上記 A-15-1 から A-15-3 の施行については、他の国際的な規定を定める機関と ICAO に働きかけ、関係機関が協調した状態で、その内容が施行されるべきである。

**A-15-5** 現在飛んでいる全ての Transport Category の航空機について (飛行中に) フライトレコーダーを不動作にすることを防止する適切な手段を見いだすべきである。(これは A-00-30 を上書きするものである。)

**A-15-6** 今後新造される Transport Category の航空機は、飛行中にフライトレコーダーを不動作にすることを防止する構造とするべきである。(これは A-00-31 を上書きするものである。)

(次頁へ続く)

**A-15-7** 現在飛んでいる Part 121 および Part 135 運航の機材で CVR と FDR が義務づけられているものについて、事故の衝撃に耐える Cockpit Image Recorder（操縦席画像記録装置）を取り付けるべきである。その装備は Technical Standard Order TSO-C176a、または同等のものでなければならない。Cockpit Image Recorder の電源は CVR とは別系統で独立したものでなければならない。（これは A-00-30 を上書きするものである。）

**A-15-8** 今後新造される Part 121 および Part 135 運航の機材についても、前項と同内容を適用されたい。（これは A-00-32 を上書きするものである。）

NTSB は下記の発行済みの FAA 向けの Recommendation は、Closed- Unacceptable Action/ Superseded に分類、つまり何ら改善が行われていないと判断して一度打ち切り、上書きする文書を加えるという行動を取るものである。

**A-00-30**（2000 年）現在飛んでいる Part 121、125、135 運航で CVR と FDR が必要とされる機材について、2005 年 1 月 1 日までに衝撃に耐える Cockpit Image Recorder を装備するべきである。その装備は最低 2 時間を記録し、カラー映像で、各レバー等の位置と（ディスプレイの選択とかシステムの起動の）操縦操作など、操縦席全体を記録するものでなければならない。また、これらの記録を取るに適した単位時間あたり画像数と解像度が必要である。記録装置は事故の際一番残る可能性の高い機体後部に装着し、エンジン停止またはバス（電源幹線）からの電源が無くなっても 10 分間は作動が保てる予備電源を装備しなければならない。Cockpit Image Recorder のサーキットブレーカーは、CVR と FDR も同じであるが、飛行中にパイロットが操作できない構造でなければならない。（本項は A15-4 および A-15-7 で上書きされた。）

**A-00-31** 2003 年 1 月 1 日以降に製造される Part 121、125、135 運航で CVR と FDR が必要とされる機材についても、前項の内容を適用するものとする。（本項は A15-6 と A-15-8 で上書きされた。）

NTSB 長官代行 HART およびメンバー SUMWALT と WEENER は、上記 Recommendation について意見を同じくするものである。

追記：これら Recommendation の前に 10 頁にわたる説明が原文にあり、近日中に日乗連技術情報に訳を掲載する予定です。

(以上)